

監査対象団体 所管部局	公益財団法人 山梨県暴力防止運動推進センター 警察本部	監査実施日 平成24年9月6日	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b>			
○ 通勤手当の支給において、「常勤役員報酬規程」及び「給与支給規程」には、「通勤手当の額は一般職の山梨県職員の例によるものとする」旨規定されているが、業務執行理事（JR利用）及び事務局長（バス利用）の通勤手当額が、1ヶ月定期の金額になっていた。	○ 山梨県職員の例に従い、通勤手当を6ヶ月計算に見直し、支給額を改めた。(H24.9月支給から実施)		
○ 保管郵便切手の期末残高が資産計上されていなかつた。	○ 郵便切手の期末残高については、今後確実に資産計上を行う。		
<b>(指導事項)</b>			
○ 時間外手当において、時間当たり単価の算出に用いる平成23年度中の勤務日（年度の暦日一週休目一祝日法による休日一年年末年始の休日）に誤りがあり、過払いとなっていた。	○ 予備監査時の指摘後、速やかに平成23年度の正正しい勤務日数により時間当たり単価を再計算し、直近の給与計算における調整により過払いを解消した。 今後は、年度開始時に当該年度の勤務日数を遺漏なく確認のうえ、適切な手当支給に努めていく。		
○ 雇用保険の預り金が124,938円（平成23年4月～平成24年3月分）あるが、法定福利費と相殺していくなかつた。	○ 平成24年度決算時に確實に相殺処理を行うこととする。また、来年度以降の会計事務処理にあたっても適切な取り扱いに努めていく。		
監査対象団体 所管部局	財団法人 山梨県環境整備事業団 森林環境部	監査実施日 平成24年10月12日、11月27日	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）
<b>(指導事項)</b>			
○ 環境整備センター漏水検知システムの異常検知に伴う原因究明調査業務について、入札によらず、既に締結済みの山梨県環境整備センター埋立等管理業務委託契約を変更契約することにより調査業務を行っていた。そのため変更契約が複数回に及び、最終契約額は当初契約額の4倍近く額となっていた。また、第2回変更契約は当初契約の契約期間満了後に締結されていた。	○ 事業団は、施設の安全面に万全を期するため、北杜市や県と公害防止協定を締結しており、異常検知に対しては、地域住民の不安を取り除くため、1日でも早く原因究明の調査をしなければならなかつた。 このため、入札手続きに時間を費やすことは、地域住民の理解を得られないことから変更契約で対応することとした。併せ		

- 埋立等管理業務には、場内における搬入路の整備や覆土の調整など土木的作業が含まれており、調査に伴う掘削も同種の業務であること。

既に埋立地内で重機等の資器材を用しており、速やかに調査業務に着手できる体制が整っていること。

- 平成22年11月の時点では、調査が長期化することを想定しておらず、年度内の埋立再開を想定していたこと。

などもあり、埋立等管理業務の受託業者と変更契約を締結した。

- 結果として、異常検知の原因特定などに予想を超える日数を要し、最終的な契約額も当初の約4倍となってしまったものである。

予想を超える日数を要し、最終的な契約額も当初の約4倍となってしまったものである。

- 第2回変更契約については、相手方とは期間満了前の3月28日に協議を行い、期間更新の合意をしていた。

変更契約日が期間満了日の翌日となつたのは、変更契約の内容が新年度の予算を伴うものであったため、新年度である契約期間満了日の翌日に契約を変更したものである。

- 事業団では、今回の監査委員の指摘を踏まえ、今後は会計規程に基づき、適切な会計処理に努めていく。

#### (意 見)

事業団の経営については、平成23年度決算において、センターが漏水検知システムの異常検出の原因究明調査等により長期間の搬入停止状態にあったことから、県からの補助金を除いた事業活動に伴う実質的な収益は、5億4千4百万円余の赤字となるなど厳しい財務状況となっている。

事業団の経営改善に向けては、平成24年2月に改革プランが策定され、運営費のコスト削減やセンターの廃棄物搬入確保対策など事業損失額の改善に向けた取り組みを行ってきた。しかし、昨年12月に再び漏水検知システムに異常が検知されたことにより廃棄物搬入が停止し、再開の見通しは立っていない。

今後、速やかに異常検知の原因を究明し、センターの適切な管理運営に努められたい。

- 自動車の購入において、予定価格調書が作成されていなかった。また、契約書(注文書)に記載された納車日より後に納入されている。
- 固定資産台帳に不備があった。①固定資産台帳とされているものは、減価償却の計算表を作成していたが、建物等については、減価償却計算表でも固定資産の管理ができるところから、固定資産台帳を作成することなく、計算表に基づき資産管理を行ってきましたが、指導により、速やかに固定資産台帳の整備を行った。
- 当事業団会計規程第17条第1項に「出納員は、現金については毎日現金出納終了後、そ

の在高と帳簿残高を照合しなければならない。」とあるが、現金在高と帳簿残高との照合は、現金払出手日及び現金補填日に実施されおり、毎日の照合が行われていなかった。

搬入事務担当者が現金在高と帳簿残高の照合を行うこととする。

監査対象団体	公益財團法人 やまなし産業支援機構
所管部局	産業労働部
監査実施日	平成24年9月4日、5日、10月29日
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

#### (指導事項)

○ 役員の岩手県出張の際の旅費支給において、行程が片道601キロ以上であったが往復割引の適用がなされていなかった。

○ 満期保有目的の有価証券については、財務

では、決算確定前に北杜市に何度も確認を行ったが、決算の確定後に、北杜市から助成金額と相違していた。(北杜市からの実績報告で確定した22年度の助成金額が交付書に減額前の金額を計上したため、23年度の決算において、収支計算書の助成金支出額を調整していた。なお、北杜市への助成金は正當金額にて支出されていた。)

○ 平成22年度の北杜市への助成金についても、このような事態を招かぬよう制度の改正を行うこととする。

24／3期	(誤) 26,206千円 (正) 24,779千円
24／3期	(誤) 16,436千円 (正) 17,863千円

搬入路の整備や覆土の調整など土木的作業が含まれておらず、調査に伴う掘削も同種の業務であること。
既に埋立地内で重機等の資器材を用しており、速やかに調査業務に着手できる体制が整っていること。

平成22年度の北杜市への助成金についても、このような事態を招かぬよう制度の改正を行うこととする。
既に埋立地内で重機等の資器材を用しており、速やかに調査業務に着手できる体制が整っていること。

○ 廃棄物最終処分場設置市町村助成金交付要綱に基づく北杜市への助成金支出について、平成22年度と23年度の収支計算書の計上金額が支出金額と相違していた。(北杜市からの実績報告で確定した22年度の助成金額が交付書に減額前の金額を計上したため、23年度の決算において、収支計算書の助成金支出額を調整していた。なお、北杜市への助成金は正當金額にて支出されていた。)
○ 平成22年度の北杜市への助成金についても、このような事態を招かぬよう制度の改正を行うこととする。
○ 事業団では、施設の安全面に万全を期するため、最優先で原因究明に取り組むとともに、改革プランの取り組みを統け、適切な管理制度を行っていく。
○ 事業団では、施設の安全面に万全を期するため、最優先で原因究明に取り組むとともに、改革プランの取り組みを統け、適切な管理制度を行っていく。
○ 事業団では、施設の安全面に万全を期するため、最優先で原因究明に取り組むとともに、改革プランの取り組みを統け、適切な管理制度を行っていく。

○ 諸表に対する注記の重要な会計方針において、「重要性がないため、償却原価法によらず、取得価格をもつて帳簿価格とする」としている。しかし、額面金額と帳簿価格との差額は6,303,002円と大きく、決して重要性が乏しいとはいえない。したがって、從来どおり、償却原価法で処理すべきである。
○ 設備貸与事業に係る権利について、正常債権から破綻債権まで4分類し、分類に応じた回収不能予定期を貸倒現金として計上している。しかしながら半額程度猶予した債権や条件変更満了後に延滞している債権等が正常債権に分類されている例があり、引当金不足が想定されることから、実態に見合った分類が必要である。
○ 財団職員に対する貸付制度に以下の不備があった。(1)住宅新築資金の貸付において、厚生資金貸付規程第2条目に規定された建築確認通知書の写しが提出されていなかった。 (2)借用証書2件に契約日の記載漏れがあった。
○ 会計規程第27条によれば、資金前渡しの請求は資金前渡し請求書によるとされているが、実際の資金前渡しの事務においては資金前渡し請求書が作成されていなかった。
○ 会計監査人委託契約において、予定期割調書が作成されていなかった。また、契約書に印紙が貼付されていなかった。
○ 平成23年度の財務諸表において未払法人税、未収還付消費税が計上されていないが、会計規程第5条に従い、発生主義により計上すべきである。
○ 正味財産増減計算書内訳表の商品販売収益と商品仕入について、商品販売収益は法人会計に計上されているのに對し、商品仕入は公益事業会計に計上されており、対応がとれていない。また、商品販売に對する、公益目的事業に該当しないものは法人税法上の収益事業として法人税の申告対象とすべきである。(なお、繰越欠損金があるため追加の納付税額は生じない。)

監査対象団体	財団法人 山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター
所管部局	観光部
監査実施日	平成24年9月11日
監査の結果	
○ 講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項)	
○ 現金の管理について不適切な事務処理があった。(1)平成24年3月末(決算時)に実施した小口現金の振替処理(月中使用現金を補填)が、現金出納帳には4月1日の処理と誤記入され、また、現金出納帳及び総勘定元帳の小口現金を補填した日付が伝票起案日のため、普通預金通帳の入出金した日付と一致していない。(2)両替金及びその他の現金について、会計規程第7条に規定された現金出納帳が作成されていなかった。	○ 現在、上部団体である全国取引振興協会とともに「債務者区分」や「自己査定」の見直しをしておらず、平成24年度中に新たに基準に基づいた債務者区分を実施する。また、貸倒引当金については、金融機関の一般的な目安率から、予想損失額に相当する額を計上する方法へ変更する。
(指導事項)	
○ 今後は厚生資金貸付規程に基づき適正な事務処理を行うとともに、記載漏れが無いよう、確認体制の強化を行っていく。	○ 適切に現金を管理するため、現金出納帳、総勘定元帳、通帳の人出金日について見直しをしておらず、平成25年度から現金出納帳を作成する。
○ 会計規程に則り、資金前渡し請求書を作成していく。	○ 会計規程に則り、資金前渡し請求書を作成していく。
○ 予定期割調書については、今後、規程に基づき適正に処理を行っていく。	○ 予定期割調書については、今後、規程に基づき適正に処理を行っていく。
○ 印紙の有無についても、今後は確認を強化する。	○ 印紙の有無についても、今後は確認を強化する。
(指導事項)	
○ 建物について、平成10年4月開始事業年度より耐用年数は65年から50年になったが、65年で償却しており、32,262,562円減価償却不足となっていた。	○ 平成24年度決算から處理方針について、講じた措置(又は今後の方針等)
○ 平成24年度決算から収益事業会計に商品仕入と商品販売収益を計上するとともに、法人税の申告対象として申告を行う。	○ 平成24年度決算において、耐用年数を50年で再計算する。
(指導事項)	
○ 物品購入の際に必要な物品要求書が作成されていなかった。	○ 職員に物品要求書の提出について周知徹底し、現在はすべての物品購入が物品要求書に基づき行われている。
○ 報酬支払い時に源泉所得税額の徴収がされ	○ 報酬請求書に源泉徴収額が記載されて

ていなかつた。

- 貸借対照表におけるⅠ正味財産1 指定正味財産合計（うち特定資産への充当額）の記載金額に誤りがあつた。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	株式会社 富士クリーンテック 県土整備部、教育委員会 平成24年9月21日	おらず、そのまま請求額を支払いしていたが、平成24年9月分の請求から源泉所得税額分を差し引いた請求額を支払っている。
-------------------------	---	--

## (指導事項)

- 基本協定書に基づく山梨県又は山梨県教育委員会の承認を受けず、御動使南公園及び飯田野球場の管理業務の一部を再委託している。
- 御動使南公園の清掃管理業務を再委託しているが、再委託先との委託契約において契約書が作成されていないものがあつた。
- 専任職員の入件費につき、月額給与と月額給与に係る社会保険料は事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上しているが、賞与と賞与に係る社会保険料については計上していなかつた。
- 賞与と賞与に係る社会保険料は、本社の工事共通経費に計上されていたが、平成24年度以降は事業報告書における人件費の項目に記入する。
- 平成24年10月に契約書の締結を行い是正した。
- 賞与と賞与に係る社会保険料は、本社の工事共通経費に計上されていたが、平成24年度以降は事業報告書における人件費の項目に記入する。

監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
-------	-----------------